

令和5年度下半期 監査の概要（令和6年3月8日の決定分）

■ 範囲

主に令和4年度における地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第2項に規定する事務の執行を監査するとともに、事業内容・処理状況により、それ以外の年度についても監査対象とした。

■ 結果

監査を実施した範囲における検出事項の概要は以下のとおりである。

事務処理に関するもの 105件 53所属（※検出事項の重複する所属があるため、所属数は合計と一致しない。）

1 財務会計事務 12件 9所属

(1) 経費支出手続の不備	1件	1所属
(2) 決裁遅延	5件	4所属
(3) 契約手続の不備及び公有財産台帳の登載誤り	1件	1所属
(4) 行政財産使用料徴収の不備	2件	2所属
(5) 行政財産使用許可に係る光熱水費の徴収の不備	2件	2所属
(6) 業者負担光熱水費の徴収の不備	1件	1所属

2 庶務諸給与事務 48件 25所属

(1) 通勤手当の誤り	1件	1所属
(2) 管内旅費の支給事務の不備	12件	10所属
(3) 旅費の精算事務の不備	5件	5所属
(4) 不適切な服務管理	12件	11所属
(5) 不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備	3件	3所属
(6) 時間外等勤務実績の登録・確認の不備	11件	11所属
(7) 特殊勤務手当実績の登録の不備	1件	1所属
(8) 通勤に係る費用弁償の事後の確認の不備	3件	3所属

3 資産管理事務 23件 22所属

(1) 公有財産台帳の登載誤り	11件	11所属
(2) 備品管理の不備	8件	8所属
(3) 公有財産管理の不備	3件	3所属
(4) 行政財産使用許可等の不備	1件	1所属

4 新公会計制度事務 18件 17所属

(1) 建設仮勘定の精算事務の不備	3件	3所属
(2) 資産と費用の区分誤り	15件	15所属

5 その他 4件 4所属

(1) 有効期間を経過した計量器の使用	1件	1所属
(2) 印影印刷物の管理不備	3件	3所属

1 財務会計事務

(1) 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																							
松原高等学校	<p>学習支援スタッフへの謝金（交通費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収が行われていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 600 1516 926"> <thead> <tr> <th>実績月</th> <th>区分</th> <th>謝金</th> <th>源泉徴収額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和4年7月</td> <td>誤</td> <td>27,200円</td> <td>0円</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>27,200円</td> <td>2,777円</td> <td>24,423円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年11月</td> <td>誤</td> <td>12,800円</td> <td>0円</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>12,800円</td> <td>1,306円</td> <td>11,494円</td> </tr> </tbody> </table>					実績月	区分	謝金	源泉徴収額	差引支給額	令和4年7月	誤	27,200円	0円	27,200円	正	27,200円	2,777円	24,423円	令和4年11月	誤	12,800円	0円	12,800円	正	12,800円	1,306円	11,494円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【所得税法】 （源泉徴収義務） 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> </div>
実績月	区分	謝金	源泉徴収額	差引支給額																									
令和4年7月	誤	27,200円	0円	27,200円																									
	正	27,200円	2,777円	24,423円																									
令和4年11月	誤	12,800円	0円	12,800円																									
	正	12,800円	1,306円	11,494円																									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）

(2) 決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
和泉総合高等学校	<p>眼科検診に係る支出について、経費支出何書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>事業名称：令和4年度眼科検診</p> <ol style="list-style-type: none">1 実施日：令和4年9月29日及び同年10月13日2 経費支出何書の起案日：令和4年10月12日3 経費支出何書の決裁日：令和4年10月13日4 支出負担行為額：50,000円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p><p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p><p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出何書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p><p>【大阪府財務規則の運用】</p><p>第39条関係</p><p>2 システムにより経費支出何書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p><p>(2) 経費支出何書を作成する時期</p><p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p><p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p></div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月21日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
港警察署	<p>強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：強制採血に係る契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年11月2日 2 経費支出伺書の起案日：令和4年11月4日 3 経費支出伺書の決裁日：令和4年11月7日 4 支出負担行為額：6,105円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
港警察署	<p>自動車等修繕に係る契約について、契約手続の決裁と同時に行う経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：自動車等修繕に係る契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年8月25日から同年9月16日まで 2 経費支出伺書の起案日：令和4年8月25日 3 経費支出伺書の決裁日：令和4年8月29日 4 支出負担行為額：76,439円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
平野警察署	<p>自動車等修繕に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：自動車等修繕に係る契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年7月1日から同月8日まで 2 経費支出伺書の起案日：令和4年7月4日 3 経費支出伺書の決裁日：令和4年7月4日 4 支出負担行為額：6,600円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
淀川警察署	<p>漏電調査委託に係る契約について、契約手続の決裁と同時に行う経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：十三東交番漏電調査委託に係る契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年5月31日 2 経費支出伺書の起案日：令和4年5月31日 3 経費支出伺書の決裁日：令和4年6月2日 4 支出負担行為額：13,200円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年2月9日）

(3) 契約手続の不備及び公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
松原高等学校	<p>農業科実習用地の借上げに当たって、土地賃貸借契約書の締結及び経費支出に係る意思決定は行っていたが、契約書を締結していなかった。</p> <p>(1) 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (2) 賃貸借料 120,000円（債権者A）及び54,000円（債権者B）</p> <p>また、借用財産の借用期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 737 1620 1115"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>松原市三宅東三丁目1576番地の一部</td> <td>600㎡</td> <td>農業実習用農地</td> <td>120,000円</td> <td>(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>松原市三宅東三丁目1577番地1の一部</td> <td>270㎡</td> <td>農業実習用農地</td> <td>54,000円</td> <td>(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、借用期間が「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	松原市三宅東三丁目1576番地の一部	600㎡	農業実習用農地	120,000円	(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	土地	松原市三宅東三丁目1577番地1の一部	270㎡	農業実習用農地	54,000円	(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間															
土地	松原市三宅東三丁目1576番地の一部	600㎡	農業実習用農地	120,000円	(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで															
土地	松原市三宅東三丁目1577番地1の一部	270㎡	農業実習用農地	54,000円	(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）

(4) 行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																	
緑風冠高等学校	<p>行政財産使用料について、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づく逡増措置を適用せずに算出を誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="463 548 1650 814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>40.00㎡</td> <td>給品部</td> <td>96,800円</td> <td>78,540円</td> <td>18,260円</td> <td>令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>						種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	40.00㎡	給品部	96,800円	78,540円	18,260円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用料) 第27条 前条の規定により難しい場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。</p> <p>【行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準】 (令和5年1月4日付け財活第1583号 財務部長通知 別紙2) (各年度の使用料等の算定) 第4 第3の適用範囲に属する使用許可又は貸付けに係る令和5年度における使用料等の額の算定は次による。 (1) 改定使用料又は改定貸付料の額が令和4年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を上回るときは、令和4年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を令和5年度の使用料又は貸付料の額とする。(以下略)</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																		
			誤 (既収納額)	正	超過額																			
建物	40.00㎡	給品部	96,800円	78,540円	18,260円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																																																
登美丘高等学校	<p>行政財産使用料について、消費税を課するに当たり、100分の110を乗じて得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとすべきところ、100円未満の端数を切り上げて算出し、また、学校休業中の使用料還付額の算出も誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="492 585 1629 1152"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>(注) 3台 (4台)</td> <td>自動販売機</td> <td>59,950円</td> <td>59,400円</td> <td>550円</td> <td>令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>76,200円</td> <td>76,120円</td> <td>80円</td> <td>令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>76,200円</td> <td>76,120円</td> <td>80円</td> <td>令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 令和2年6月15日に許可数量が3台から4台に変更となった。</p> <p>また、消費税を課するに当たり、100円未満の端数を切り捨てて算出したため、使用者からの使用料が徴収不足となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 1341 1629 1608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>112.44 ㎡</td> <td>食堂</td> <td>210,300円</td> <td>210,320円</td> <td>20円</td> <td>令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>						種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	(注) 3台 (4台)	自動販売機	59,950円	59,400円	550円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	不足額	建物	112.44 ㎡	食堂	210,300円	210,320円	20円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																																																	
			誤 (既収納額)	正	超過額																																																		
建物	(注) 3台 (4台)	自動販売機	59,950円	59,400円	550円	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで																																																	
建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで																																																	
建物	4台	自動販売機	76,200円	76,120円	80円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで																																																	
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																																																	
			誤 (既収納額)	正	不足額																																																		
建物	112.44 ㎡	食堂	210,300円	210,320円	20円	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで																																																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

(5) 行政財産使用許可に係る光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
貝塚南高等学校	<p>業者が負担する食堂の電気料金は、食堂で使用した使用量を学校全体の使用量で除した量に学校全体の電気料金を乗じて算出することになっているが、学校全体から普通教室等空調分を差し引いた電気料金を乗じて算出した。</p> <p>また、使用量の小数点未満の端数は処理しないことになっているが、端数処理をして算出したため、業者からの負担金が徴収不足となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 625 1433 852"><thead><tr><th></th><th>誤 (既収納額)</th><th>正</th><th>不足額</th></tr></thead><tbody><tr><td>業者が負担する令和4年度の電気料金</td><td>283,770円</td><td>296,850円</td><td>13,080円</td></tr></tbody></table>		誤 (既収納額)	正	不足額	業者が負担する令和4年度の電気料金	283,770円	296,850円	13,080円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
	誤 (既収納額)	正	不足額							
業者が負担する令和4年度の電気料金	283,770円	296,850円	13,080円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月7日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
松原高等学校	<p>業者等が設置する公衆電話の電気代については、当該行政財産使用許可書に基づき、徴収することになっているが、令和5年3月分の電気代を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1418 701"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者等が負担する 電気料金</td> <td>0円</td> <td>326円</td> <td>326円</td> </tr> </tbody> </table>		誤 (既収納額)	正	不足額	業者等が負担する 電気料金	0円	326円	326円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
	誤 (既収納額)	正	不足額							
業者等が負担する 電気料金	0円	326円	326円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）

(6) 業者負担光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
交野支援学校	<p>施設財務課が発注する工事で使用された光熱水費については、施設財務課から提供される使用料計算書に基づき、施工業者に光熱水費負担金を請求することとなっているが、電気料金とガス料金の請求を行っていなかった。また、水道代について、積算根拠となる工事期間について誤りがあり徴収不足となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="569 585 1326 930"><thead><tr><th></th><th>誤 (既収納額)</th><th>正</th><th>不足額</th></tr></thead><tbody><tr><td>電気料金</td><td>0円</td><td>764円</td><td>764円</td></tr><tr><td>水道料金</td><td>3,417円</td><td>3,509円</td><td>92円</td></tr><tr><td>ガス料金</td><td>0円</td><td>4,328円</td><td>4,328円</td></tr></tbody></table>		誤 (既収納額)	正	不足額	電気料金	0円	764円	764円	水道料金	3,417円	3,509円	92円	ガス料金	0円	4,328円	4,328円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
	誤 (既収納額)	正	不足額															
電気料金	0円	764円	764円															
水道料金	3,417円	3,509円	92円															
ガス料金	0円	4,328円	4,328円															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月11日）

2 庶務諸給与事務

(1) 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項										
難波支援学校	<p>通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 590 1442 743"> <thead> <tr> <th data-bbox="433 590 528 653">職員</th> <th data-bbox="528 590 863 653">支給対象期間</th> <th data-bbox="863 590 1038 653">既支給額</th> <th data-bbox="1038 590 1228 653">正規支給額</th> <th data-bbox="1228 590 1442 653">戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="433 653 528 743">A</td> <td data-bbox="528 653 863 743">令和4年4月から 同年9月まで</td> <td data-bbox="863 653 1038 743">23,760円</td> <td data-bbox="1038 653 1228 743">20,060円</td> <td data-bbox="1228 653 1442 743">3,700円</td> </tr> </tbody> </table>					職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	A	令和4年4月から 同年9月まで	23,760円	20,060円	3,700円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額												
A	令和4年4月から 同年9月まで	23,760円	20,060円	3,700円												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月23日）

(2) 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
貝塚南高等学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となつていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 583 1626 758"><thead><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">出張日</th><th colspan="2">システム入力日</th><th rowspan="2">過誤払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>令和4年11月13日</td><td>令和4年11月14日</td><td>令和4年12月2日</td><td>1,120円</td></tr></tbody></table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年11月13日	令和4年11月14日	令和4年12月2日	1,120円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年11月13日	令和4年11月14日	令和4年12月2日	1,120円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月7日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
布施工科高等学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが2件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 585 1626 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年5月13日</td> <td>令和4年5月11日</td> <td>令和5年1月31日</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年7月27日</td> <td>令和4年8月16日</td> <td>令和5年2月20日</td> <td>2,570円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月13日	令和4年5月11日	令和5年1月31日	1,220円	B	令和4年7月27日	令和4年8月16日	令和5年2月20日	2,570円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額												
		当初入力日	重複入力日																
A	令和4年5月13日	令和4年5月11日	令和5年1月31日	1,220円															
B	令和4年7月27日	令和4年8月16日	令和5年2月20日	2,570円															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月29日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
思斉支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 585 1626 762"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年7月25日</td> <td>令和4年7月21日</td> <td>令和4年7月25日</td> <td>660円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年7月25日	令和4年7月21日	令和4年7月25日	660円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年7月25日	令和4年7月21日	令和4年7月25日	660円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月9日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
難波支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となつていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 585 1626 760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年5月23日</td> <td>令和4年5月9日</td> <td>令和4年5月19日</td> <td>260円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月23日	令和4年5月9日	令和4年5月19日	260円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年5月23日	令和4年5月9日	令和4年5月19日	260円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
東淀川支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが2件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 590 1626 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年5月23日</td> <td>令和4年5月20日</td> <td>令和4年5月23日</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年8月10日</td> <td>令和4年7月26日</td> <td>令和4年8月10日</td> <td>460円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月23日	令和4年5月20日	令和4年5月23日	320円	B	令和4年8月10日	令和4年7月26日	令和4年8月10日	460円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額												
		当初入力日	重複入力日																
A	令和4年5月23日	令和4年5月20日	令和4年5月23日	320円															
B	令和4年8月10日	令和4年7月26日	令和4年8月10日	460円															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
東大阪支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 590 1626 762"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年5月11日</td> <td>令和4年5月10日</td> <td>令和4年8月29日</td> <td>580円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月11日	令和4年5月10日	令和4年8月29日	580円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年5月11日	令和4年5月10日	令和4年8月29日	580円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月15日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																															
交野支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが5件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 583 1626 1150"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年5月11日</td> <td>令和4年4月27日</td> <td>令和4年5月6日</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>令和4年9月16日</td> <td>令和4年9月9日</td> <td>令和4年9月16日</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月17日</td> <td>令和5年3月8日</td> <td>令和5年3月17日</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>令和4年10月27日</td> <td>令和4年10月25日</td> <td>令和4年10月28日</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>令和4年10月27日</td> <td>令和4年10月24日</td> <td>令和4年10月28日</td> <td>1,280円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月11日	令和4年4月27日	令和4年5月6日	630円	B	令和4年9月16日	令和4年9月9日	令和4年9月16日	360円	令和5年3月17日	令和5年3月8日	令和5年3月17日	360円	C	令和4年10月27日	令和4年10月25日	令和4年10月28日	1,100円	D	令和4年10月27日	令和4年10月24日	令和4年10月28日	1,280円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額																										
		当初入力日	重複入力日																														
A	令和4年5月11日	令和4年4月27日	令和4年5月6日	630円																													
B	令和4年9月16日	令和4年9月9日	令和4年9月16日	360円																													
	令和5年3月17日	令和5年3月8日	令和5年3月17日	360円																													
C	令和4年10月27日	令和4年10月25日	令和4年10月28日	1,100円																													
D	令和4年10月27日	令和4年10月24日	令和4年10月28日	1,280円																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月11日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
北かわち阜が丘高等学校	<p>管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものが8件あった。 また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 548 1397 1402"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>大阪市天王寺区</td> <td>令和4年7月27日</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>令和4年7月28日</td> <td>1,340円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">B</td> <td>枚方市</td> <td>令和4年9月19日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>令和4年11月10日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>令和4年11月11日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>令和4年11月12日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>枚方市</td> <td>令和4年11月13日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>交野市</td> <td>令和4年11月17日</td> <td>230円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪市天王寺区	令和4年7月27日	1,500円	枚方市	令和4年7月28日	1,340円	B	枚方市	令和4年9月19日	460円	枚方市	令和4年11月10日	460円	枚方市	令和4年11月11日	460円	枚方市	令和4年11月12日	460円	枚方市	令和4年11月13日	460円	交野市	令和4年11月17日	230円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額																													
A	大阪市天王寺区	令和4年7月27日	1,500円																													
	枚方市	令和4年7月28日	1,340円																													
B	枚方市	令和4年9月19日	460円																													
	枚方市	令和4年11月10日	460円																													
	枚方市	令和4年11月11日	460円																													
	枚方市	令和4年11月12日	460円																													
	枚方市	令和4年11月13日	460円																													
	交野市	令和4年11月17日	230円																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
布施工科高等学校	<p>管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。 また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 548 1397 722"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 548 620 625">職員</th> <th data-bbox="620 548 896 625">出張先</th> <th data-bbox="896 548 1172 625">出張日</th> <th data-bbox="1172 548 1397 625">未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 625 620 722">A</td> <td data-bbox="620 625 896 722">京都市</td> <td data-bbox="896 625 1172 722">令和4年5月13日</td> <td data-bbox="1172 625 1397 722">1,580円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	京都市	令和4年5月13日	1,580円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額							
A	京都市	令和4年5月13日	1,580円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月29日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
思斉支援学校	<p>勤務を命じられた週休日に管内出張（宅発宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っていたものが3件あった。 そのため、旅費が未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 548 1397 919"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 548 620 625">職員</th> <th data-bbox="620 548 896 625">出張先</th> <th data-bbox="896 548 1172 625">出張日</th> <th data-bbox="1172 548 1397 625">未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 625 620 724">A</td> <td data-bbox="620 625 896 724">堺市</td> <td data-bbox="896 625 1172 724">令和4年12月10日</td> <td data-bbox="1172 625 1397 724">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 724 620 823"></td> <td data-bbox="620 724 896 823"></td> <td data-bbox="896 724 1172 823">令和5年2月11日</td> <td data-bbox="1172 724 1397 823">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 823 620 919"></td> <td data-bbox="620 823 896 919"></td> <td data-bbox="896 823 1172 919">令和5年2月12日</td> <td data-bbox="1172 823 1397 919">1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	堺市	令和4年12月10日	1,000円			令和5年2月11日	1,000円			令和5年2月12日	1,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額															
A	堺市	令和4年12月10日	1,000円															
		令和5年2月11日	1,000円															
		令和5年2月12日	1,000円															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月9日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
大淀警察署	<p>管内出張について、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（定期券認定経路）と重複する区間があったが、旅費の減額調整がされておらず、過誤払となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="584 541 1629 701"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張日</th> <th>既支給旅費額</th> <th>正規支給旅費額</th> <th>過誤払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年 5月12日</td> <td>360円</td> <td>0円</td> <td>360円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	既支給旅費額	正規支給旅費額	過誤払旅費額	A	令和4年 5月12日	360円	0円	360円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅費の調整)</p> <p>第43条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>【大阪府警察職員の旅費に関する要綱】</p> <p>第5 旅費額の計算及び運賃等の調整</p> <p>6 その他</p> <p>(3) 旅行の経路が、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（以下「定期券認定経路」という。）と重複する場合は、その重複する区間の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、一の旅行区間に定期券認定経路と重複する区間がある場合で、その重複する区間において乗車又は降車のいずれも行わないときは、この限りでない。</p> </div>
職員	出張日	既支給旅費額	正規支給旅費額	過誤払旅費額								
A	令和4年 5月12日	360円	0円	360円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月20日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
泉佐野警察署	<p>管内出張について、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（定期券認定経路）と重複する区間があったが、旅費の減額調整がされておらず、過誤払となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="584 541 1629 701"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張日</th> <th>既支給旅費額</th> <th>正規支給旅費額</th> <th>過誤払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年 9月27日</td> <td>920円</td> <td>260円</td> <td>660円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	既支給旅費額	正規支給旅費額	過誤払旅費額	A	令和4年 9月27日	920円	260円	660円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅費の調整)</p> <p>第43条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>【大阪府警察職員の旅費に関する要綱】</p> <p>第5 旅費額の計算及び運賃等の調整</p> <p>6 その他</p> <p>(3) 旅行の経路が、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（以下「定期券認定経路」という。）と重複する場合は、その重複する区間の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、一の旅行区間に定期券認定経路と重複する区間がある場合で、その重複する区間において乗車又は降車のいずれも行わないときは、この限りでない。</p> </div>
職員	出張日	既支給旅費額	正規支給旅費額	過誤払旅費額								
A	令和4年 9月27日	920円	260円	660円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月17日）

(3) 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
布施北高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、未精算のものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 821"><thead><tr><th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>旅費支給日</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>鹿児島県及び宮崎県</td><td>令和4年10月4日から同月5日まで</td><td>(注) 780円</td><td>令和4年12月6日</td></tr><tr><td>B</td><td>鹿児島県及び宮崎県</td><td>令和4年10月4日から同月5日まで</td><td>(注) 780円</td><td>令和4年12月6日</td></tr></tbody></table> <p>(注) 旅費支給額は自宅から新大阪駅までの往復交通費 新大阪駅から目的地までの往復の旅費(宿泊料を含む。)は別途支出</p>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	A	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日	B	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div data-bbox="1665 541 2733 926" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p><p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p></div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日													
A	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日													
B	鹿児島県及び宮崎県	令和4年10月4日から同月5日まで	(注) 780円	令和4年12月6日													

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月26日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
旭高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 816"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>滋賀県</td> <td>令和4年8月16日</td> <td>2,680円</td> <td>令和4年11月22日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>滋賀県</td> <td>令和4年8月16日</td> <td>1,700円</td> <td>令和4年11月22日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	滋賀県	令和4年8月16日	2,680円	令和4年11月22日	B	滋賀県	令和4年8月16日	1,700円	令和4年11月22日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日													
A	滋賀県	令和4年8月16日	2,680円	令和4年11月22日													
B	滋賀県	令和4年8月16日	1,700円	令和4年11月22日													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月25日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
芥川高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 552 596 621">職員</th> <th data-bbox="596 552 845 621">出張先</th> <th data-bbox="845 552 1163 621">出張期間</th> <th data-bbox="1163 552 1341 621">旅費支給額</th> <th data-bbox="1341 552 1629 621">精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 621 596 730">A</td> <td data-bbox="596 621 845 730">神奈川県</td> <td data-bbox="845 621 1163 730">令和5年1月15日から同月16日まで</td> <td data-bbox="1163 621 1341 730">37,100円</td> <td data-bbox="1341 621 1629 730">令和5年3月27日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	神奈川県	令和5年1月15日から同月16日まで	37,100円	令和5年3月27日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	神奈川県	令和5年1月15日から同月16日まで	37,100円	令和5年3月27日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
松原高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが37件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1620 825"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額 (総額)</th> <th>件数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府</td> <td>令和4年4月17日 から同月18日まで</td> <td>33,950円</td> <td>21</td> <td>令和4年9月2日</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>令和4年11月27日 から同月29日まで</td> <td>779,328円</td> <td>16</td> <td>令和5年2月28日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日	大阪府	令和4年4月17日 から同月18日まで	33,950円	21	令和4年9月2日	千葉県	令和4年11月27日 から同月29日まで	779,328円	16	令和5年2月28日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額 (総額)	件数	精算日													
大阪府	令和4年4月17日 から同月18日まで	33,950円	21	令和4年9月2日													
千葉県	令和4年11月27日 から同月29日まで	779,328円	16	令和5年2月28日													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
城東工科高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 552 596 619">職員</th> <th data-bbox="596 552 845 619">出張先</th> <th data-bbox="845 552 1166 619">出張期間</th> <th data-bbox="1166 552 1341 619">旅費支給額</th> <th data-bbox="1341 552 1629 619">精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 619 596 730">A</td> <td data-bbox="596 619 845 730">奈良県宇陀市</td> <td data-bbox="845 619 1166 730">令和4年6月11日</td> <td data-bbox="1166 619 1341 730">1,400円</td> <td data-bbox="1341 619 1629 730">令和4年7月22日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 730 596 821">A</td> <td data-bbox="596 730 845 821">奈良県宇陀市</td> <td data-bbox="845 730 1166 821">令和4年6月12日</td> <td data-bbox="1166 730 1341 821">1,400円</td> <td data-bbox="1341 730 1629 821">令和4年7月22日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 821 596 909">A</td> <td data-bbox="596 821 845 909">和歌山県和歌山市</td> <td data-bbox="845 821 1166 909">令和4年6月17日から同月19日まで</td> <td data-bbox="1166 821 1341 909">17,220円</td> <td data-bbox="1341 821 1629 909">令和4年7月22日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	奈良県宇陀市	令和4年6月11日	1,400円	令和4年7月22日	A	奈良県宇陀市	令和4年6月12日	1,400円	令和4年7月22日	A	和歌山県和歌山市	令和4年6月17日から同月19日まで	17,220円	令和4年7月22日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																		
A	奈良県宇陀市	令和4年6月11日	1,400円	令和4年7月22日																		
A	奈良県宇陀市	令和4年6月12日	1,400円	令和4年7月22日																		
A	和歌山県和歌山市	令和4年6月17日から同月19日まで	17,220円	令和4年7月22日																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）

(4) 不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
東淀川高等学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 548 1608 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年8月18日</td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年8月18日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1768 1409 2674 1675"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和4年8月18日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月19日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
芥川高等学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 548 1611 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年10月12日</td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年10月12日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1768 1409 2674 1675"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和4年10月12日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年12月8日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
交野支援学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 548 1611 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年8月4日</td> <td>午前9時00分から午後0時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年8月4日	午前9時00分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1768 1409 2674 1675"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和4年8月4日	午前9時00分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年12月11日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
和泉総合高等学校	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="546 548 1564 905"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>ワクチン接種日</th> <th>ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年4月6日</td> <td>午後2時50分から午後4時50分まで</td> <td>午前8時20分から午後4時50分まで(全日)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年4月20日</td> <td>午前8時20分から午前10時20分まで</td> <td>午前8時20分から午後4時50分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和4年4月6日	午後2時50分から午後4時50分まで	午前8時20分から午後4時50分まで(全日)	B	令和4年4月20日	午前8時20分から午前10時20分まで	午前8時20分から午後4時50分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて(通知)(令和3年6月2日付け大人委第1349号)】による。</p>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間											
A	令和4年4月6日	午後2時50分から午後4時50分まで	午前8時20分から午後4時50分まで(全日)											
B	令和4年4月20日	午前8時20分から午前10時20分まで	午前8時20分から午後4時50分まで(全日)											

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年12月21日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
旭高等学校	<p>新型コロナウイルス感染症に係る職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="528 495 1599 821"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>承認日</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> <th>免除願の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>(注1) 令和4年8月3日から同月15日まで</td> <td>午前8時30分から 午後5時00分まで (全日)</td> <td>(注1) コロナ後の体調不良・ コロナ不安のため</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年7月6日</td> <td>(注2) 午前10時30分から 午後5時00分まで</td> <td>濃厚接触者の可能性があり、 検査を受けるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和4年8月3日(水)から同月12日(金)までの期間は、免除願の理由の記載が誤っており、職務専念義務免除の要件には該当していたが、同月15日(月)については要件に該当していない。</p> <p>(注2) システム上は、「午前10時30分から午後0時30分まで」、「午後1時15分から午後5時00分まで」と入力されていた。</p>	職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由	A	(注1) 令和4年8月3日から同月15日まで	午前8時30分から 午後5時00分まで (全日)	(注1) コロナ後の体調不良・ コロナ不安のため	B	令和4年7月6日	(注2) 午前10時30分から 午後5時00分まで	濃厚接触者の可能性があり、 検査を受けるため	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> </div>
職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由											
A	(注1) 令和4年8月3日から同月15日まで	午前8時30分から 午後5時00分まで (全日)	(注1) コロナ後の体調不良・ コロナ不安のため											
B	令和4年7月6日	(注2) 午前10時30分から 午後5時00分まで	濃厚接触者の可能性があり、 検査を受けるため											

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年1月25日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
松原高等学校	<p>疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="513 577 1383 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 577 617 621">職員</th> <th data-bbox="617 577 1383 621">休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 621 617 772">A</td> <td data-bbox="617 621 1383 772">令和4年12月12日から令和5年1月31日まで（51日間）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	休業期間	A	令和4年12月12日から令和5年1月31日まで（51日間）	<p>検出事項について、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> </div>
職員	休業期間					
A	令和4年12月12日から令和5年1月31日まで（51日間）					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
東大阪支援学校	<p>疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="513 577 1341 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 577 617 623">職員</th> <th data-bbox="617 577 1341 623">休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 623 617 772">A</td> <td data-bbox="617 623 1341 772">令和5年1月10日から同年2月17日まで（39日間）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	休業期間	A	令和5年1月10日から同年2月17日まで（39日間）	<p>検出事項について、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> </div>
職員	休業期間					
A	令和5年1月10日から同年2月17日まで（39日間）					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月15日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
西淀川支援学校	<p>疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="510 577 1341 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 577 617 623">職員</th> <th data-bbox="617 577 1341 623">休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 623 617 772">A</td> <td data-bbox="617 623 1341 772">令和4年9月12日から同年10月28日まで（47日間）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	休業期間	A	令和4年9月12日から同年10月28日まで（47日間）	<p>検出事項について、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> </div>
職員	休業期間					
A	令和4年9月12日から同年10月28日まで（47日間）					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月21日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
貝塚南高等学校	<p>出勤簿について、出勤なし、退勤なし及び早退となっているものが2件あった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 569 1608 783"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年10月14日</td> <td>出勤なし、退勤なし</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年11月28日</td> <td>早退</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、校長等が勤務を命じた週休日において、終業時刻前に退勤したが、年休取得の手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 953 1608 1102"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>週休日の勤務命令日</th> <th>勤務時間</th> <th>退勤時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>令和4年10月1日 (土)</td> <td>午前8時30分から 午後5時00分まで</td> <td>午後2時19分</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和4年10月14日	出勤なし、退勤なし	年休入力漏れ	B	令和4年11月28日	早退	年休入力漏れ	職員	週休日の勤務命令日	勤務時間	退勤時間	B	令和4年10月1日 (土)	午前8時30分から 午後5時00分まで	午後2時19分	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因																			
A	令和4年10月14日	出勤なし、退勤なし	年休入力漏れ																			
B	令和4年11月28日	早退	年休入力漏れ																			
職員	週休日の勤務命令日	勤務時間	退勤時間																			
B	令和4年10月1日 (土)	午前8時30分から 午後5時00分まで	午後2時19分																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月7日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																														
布施北高等学校	<p data-bbox="492 401 1629 512">出勤簿について、遅参、早退、出勤なし及び退勤なしとなっているものが38件あった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 569 1608 1812"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 569 638 638">職員</th> <th data-bbox="638 569 1012 638">日付</th> <th data-bbox="1012 569 1249 638">出勤簿表示</th> <th data-bbox="1249 569 1608 638">原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 638 638 707">A</td> <td data-bbox="638 638 1012 707">令和5年3月30日</td> <td data-bbox="1012 638 1249 707">遅参</td> <td data-bbox="1249 638 1608 707">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 707 638 777">B</td> <td data-bbox="638 707 1012 777">令和4年12月26日</td> <td data-bbox="1012 707 1249 777">早退</td> <td data-bbox="1249 707 1608 777">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 777 638 980" rowspan="3">C</td> <td data-bbox="638 777 1012 846">令和4年10月6日</td> <td data-bbox="1012 777 1249 846">遅参</td> <td data-bbox="1249 777 1608 846">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 846 1012 915">令和4年10月11日</td> <td data-bbox="1012 846 1249 915">遅参</td> <td data-bbox="1249 846 1608 915">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 915 1012 980">令和4年11月4日</td> <td data-bbox="1012 915 1249 980">遅参</td> <td data-bbox="1249 915 1608 980">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 980 638 1050">D</td> <td data-bbox="638 980 1012 1050">令和5年3月2日</td> <td data-bbox="1012 980 1249 1050">早退</td> <td data-bbox="1249 980 1608 1050">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1050 638 1184" rowspan="2">E</td> <td data-bbox="638 1050 1012 1119">令和5年3月20日</td> <td data-bbox="1012 1050 1249 1119">遅参</td> <td data-bbox="1249 1050 1608 1119">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1119 1012 1184">令和5年3月24日</td> <td data-bbox="1012 1119 1249 1184">遅参</td> <td data-bbox="1249 1119 1608 1184">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1184 638 1472" rowspan="4">F</td> <td data-bbox="638 1184 1012 1262">令和5年1月4日</td> <td data-bbox="1012 1184 1249 1262">出勤なし 退勤なし</td> <td data-bbox="1249 1184 1608 1262">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1262 1012 1339">令和5年1月5日</td> <td data-bbox="1012 1262 1249 1339">出勤なし 退勤なし</td> <td data-bbox="1249 1262 1608 1339">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1339 1012 1409">令和5年1月6日</td> <td data-bbox="1012 1339 1249 1409">遅参</td> <td data-bbox="1249 1339 1608 1409">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1409 1012 1472">令和5年3月3日</td> <td data-bbox="1012 1409 1249 1472">早退</td> <td data-bbox="1249 1409 1608 1472">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1472 638 1812" rowspan="5">G</td> <td data-bbox="638 1472 1012 1549">令和5年1月4日</td> <td data-bbox="1012 1472 1249 1549">出勤なし 退勤なし</td> <td data-bbox="1249 1472 1608 1549">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1549 1012 1619">令和5年3月14日</td> <td data-bbox="1012 1549 1249 1619">遅参</td> <td data-bbox="1249 1549 1608 1619">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1619 1012 1688">令和5年3月16日</td> <td data-bbox="1012 1619 1249 1688">遅参</td> <td data-bbox="1249 1619 1608 1688">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1688 1012 1757">令和5年3月20日</td> <td data-bbox="1012 1688 1249 1757">遅参</td> <td data-bbox="1249 1688 1608 1757">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="638 1757 1012 1812">令和5年3月24日</td> <td data-bbox="1012 1757 1249 1812">遅参</td> <td data-bbox="1249 1757 1608 1812">年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和5年3月30日	遅参	年休入力漏れ	B	令和4年12月26日	早退	年休入力漏れ	C	令和4年10月6日	遅参	年休入力漏れ	令和4年10月11日	遅参	年休入力漏れ	令和4年11月4日	遅参	年休入力漏れ	D	令和5年3月2日	早退	年休入力漏れ	E	令和5年3月20日	遅参	年休入力漏れ	令和5年3月24日	遅参	年休入力漏れ	F	令和5年1月4日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ	令和5年1月5日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ	令和5年1月6日	遅参	年休入力漏れ	令和5年3月3日	早退	年休入力漏れ	G	令和5年1月4日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ	令和5年3月14日	遅参	年休入力漏れ	令和5年3月16日	遅参	年休入力漏れ	令和5年3月20日	遅参	年休入力漏れ	令和5年3月24日	遅参	年休入力漏れ	<p data-bbox="1659 401 2739 470">検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因																																																													
A	令和5年3月30日	遅参	年休入力漏れ																																																													
B	令和4年12月26日	早退	年休入力漏れ																																																													
C	令和4年10月6日	遅参	年休入力漏れ																																																													
	令和4年10月11日	遅参	年休入力漏れ																																																													
	令和4年11月4日	遅参	年休入力漏れ																																																													
D	令和5年3月2日	早退	年休入力漏れ																																																													
E	令和5年3月20日	遅参	年休入力漏れ																																																													
	令和5年3月24日	遅参	年休入力漏れ																																																													
F	令和5年1月4日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ																																																													
	令和5年1月5日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ																																																													
	令和5年1月6日	遅参	年休入力漏れ																																																													
	令和5年3月3日	早退	年休入力漏れ																																																													
G	令和5年1月4日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ																																																													
	令和5年3月14日	遅参	年休入力漏れ																																																													
	令和5年3月16日	遅参	年休入力漏れ																																																													
	令和5年3月20日	遅参	年休入力漏れ																																																													
	令和5年3月24日	遅参	年休入力漏れ																																																													

	H	令和4年12月26日	早退	年休入力漏れ
	I	令和5年2月15日	早退	年休入力漏れ
	J	令和4年12月21日	早退	年休入力漏れ
		令和5年3月16日	早退	年休入力漏れ
	K	令和4年10月6日	遅参	年休入力漏れ
	L	令和5年3月16日	遅参	年休入力漏れ
		令和5年3月24日	遅参	年休入力漏れ
	M	令和4年12月7日	遅参	年休入力漏れ
		令和5年1月12日	遅参	年休入力漏れ
		令和5年3月30日	遅参	年休入力漏れ
	N	令和5年1月18日	遅参	年休入力漏れ
		令和5年2月8日	遅参	年休入力漏れ
		令和5年3月15日	早退	年休入力漏れ
	O	令和4年12月27日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ
		令和4年12月28日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ
		令和5年1月4日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ
		令和5年1月5日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ
		令和5年3月14日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ
	P	令和5年3月15日	遅参	年休入力漏れ
		令和5年3月16日	遅参	年休入力漏れ
令和5年3月20日		遅参	年休入力漏れ	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月26日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																							
思斉支援学校	<p>出勤簿について、早退、退勤なし及び出勤なしとなっているものが5件あった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 569 1608 1003"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和5年3月7日</td> <td>早退</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>令和5年3月27日</td> <td>退勤なし</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月30日</td> <td>出勤なし 退勤なし</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>令和5年3月28日</td> <td>早退</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>令和5年3月31日</td> <td>早退</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和5年3月7日	早退	年休入力漏れ	B	令和5年3月27日	退勤なし	年休入力漏れ	令和5年3月30日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ	C	令和5年3月28日	早退	年休入力漏れ	D	令和5年3月31日	早退	年休入力漏れ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因																						
A	令和5年3月7日	早退	年休入力漏れ																						
B	令和5年3月27日	退勤なし	年休入力漏れ																						
	令和5年3月30日	出勤なし 退勤なし	年休入力漏れ																						
C	令和5年3月28日	早退	年休入力漏れ																						
D	令和5年3月31日	早退	年休入力漏れ																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月9日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
思斉支援学校	<p>特別休暇（服喪休暇）について、親族の対象外の者を承認しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="537 512 1590 684"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>配偶者のおば（服喪休暇対象外）</td> <td>令和4年8月23日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>従兄弟（服喪休暇対象外）</td> <td>令和4年11月18日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	続柄	休暇承認日	A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和4年8月23日	B	従兄弟（服喪休暇対象外）	令和4年11月18日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1762 1115 2662 1346"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
職員	続柄	休暇承認日																	
A	配偶者のおば（服喪休暇対象外）	令和4年8月23日																	
B	従兄弟（服喪休暇対象外）	令和4年11月18日																	
死亡した者	日数																		
父母、配偶者、子	7日																		
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																		
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月9日）

(5) 不適切なサービス管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																			
東淀川高等学校	<p>出勤簿について、早退となっているものが2件あった。 このうち1件（職員A）については、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っていたため、旅費が未払となっていた。他の1件（職員B）については、年休を取得していたが、誤った時間で届出・承認されていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 569 1605 711"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大阪市内</td> <td>令和4年5月17日</td> <td>660円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="516 770 1605 963"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>(誤) 年休取得時間</th> <th>(正) 年休取得時間</th> <th>実際の勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>午後0時30分から 午後5時00分まで</td> <td>午後0時15分から 午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から 午後0時15分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、遅参となっているものが4件あった。 このうち3件（職員C、D）については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。他の1件（職員E）については、年休を取得していたが、誤った時間で届出・承認されていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 1211 1605 1493"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>令和5年3月22日</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D</td> <td>令和5年3月30日</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月31日</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="516 1551 1605 1745"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>(誤) 年休取得時間</th> <th>(正) 年休取得時間</th> <th>実際の勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E</td> <td>午前8時30分から 午後0時30分まで</td> <td>午前8時30分から 午後0時50分まで</td> <td>午後1時35分から 午後5時00分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪市内	令和4年5月17日	660円	職員	(誤) 年休取得時間	(正) 年休取得時間	実際の勤務時間	B	午後0時30分から 午後5時00分まで	午後0時15分から 午後5時00分まで	午前8時30分から 午後0時15分まで	職員	日付	原因	C	令和5年3月22日	年休入力漏れ	D	令和5年3月30日	年休入力漏れ	令和5年3月31日	年休入力漏れ	職員	(誤) 年休取得時間	(正) 年休取得時間	実際の勤務時間	E	午前8時30分から 午後0時30分まで	午前8時30分から 午後0時50分まで	午後1時35分から 午後5時00分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額																																		
A	大阪市内	令和4年5月17日	660円																																		
職員	(誤) 年休取得時間	(正) 年休取得時間	実際の勤務時間																																		
B	午後0時30分から 午後5時00分まで	午後0時15分から 午後5時00分まで	午前8時30分から 午後0時15分まで																																		
職員	日付	原因																																			
C	令和5年3月22日	年休入力漏れ																																			
D	令和5年3月30日	年休入力漏れ																																			
	令和5年3月31日	年休入力漏れ																																			
職員	(誤) 年休取得時間	(正) 年休取得時間	実際の勤務時間																																		
E	午前8時30分から 午後0時30分まで	午前8時30分から 午後0時50分まで	午後1時35分から 午後5時00分まで																																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月19日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
堺工科高等学校	<p>出勤簿について、出勤なし及び退勤なしとなっているものがあった。本件については、管内出張（宅発宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。</p> <table border="1" data-bbox="510 550 1397 724"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 550 620 627">職員</th> <th data-bbox="620 550 896 627">出張先</th> <th data-bbox="896 550 1172 627">出張日</th> <th data-bbox="1172 550 1397 627">未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 627 620 724">A</td> <td data-bbox="620 627 896 724">泉大津市</td> <td data-bbox="896 627 1172 724">令和4年11月6日</td> <td data-bbox="1172 627 1397 724">900円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	泉大津市	令和4年11月6日	900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額							
A	泉大津市	令和4年11月6日	900円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月19日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項														
布施北高等学校	<p>定期健康診断の受診に係る管内出張について、誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 548 1412 663"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大阪市住之江区</td> <td>令和4年5月9日</td> <td>592円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪市住之江区	令和4年5月9日	592円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【府立学校職員健康診断実施要項】</p> <p>8 健康診断受診に伴うサービスの取扱い</p> <p>○健康診断受診に伴うサービスの取扱いについては、次のとおりとする。 ただし、この取扱いは指定健診機関に指示された医療機関を受診する場合に限る。</p> <table border="1" data-bbox="1685 699 2605 947"> <thead> <tr> <th>健康診断の種類</th> <th>検査項目等</th> <th>サービスの取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期健康診断</td> <td>一次 ○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査</td> <td>出張 *指定健診機関に指示された医療機関で受診すること</td> </tr> </tbody> </table> </div>	健康診断の種類	検査項目等	サービスの取扱い	定期健康診断	一次 ○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査	出張 *指定健診機関に指示された医療機関で受診すること
職員	出張先	出張日	未払旅費額													
A	大阪市住之江区	令和4年5月9日	592円													
健康診断の種類	検査項目等	サービスの取扱い														
定期健康診断	一次 ○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査	出張 *指定健診機関に指示された医療機関で受診すること														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月26日）

(6) 時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
北かわち阜が丘 高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 585 1190 770"><thead><tr><th data-bbox="522 585 655 682">職員</th><th data-bbox="655 585 940 682">事実発生時期</th><th data-bbox="940 585 1190 682">件数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="522 682 655 770">A</td><td data-bbox="655 682 940 770">令和4年8月</td><td data-bbox="940 682 1190 770">1件</td></tr></tbody></table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年8月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和4年8月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
牧野高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 590 1190 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 590 655 684">職員</th> <th data-bbox="655 590 943 684">事実発生時期</th> <th data-bbox="943 590 1190 684">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 684 655 772">A</td> <td data-bbox="655 684 943 772">令和4年9月</td> <td data-bbox="943 684 1190 772">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年9月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和4年9月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月15日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
守口東高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="543 585 1210 856"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和5年3月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和5年3月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和5年3月	1件	B	令和5年3月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数									
A	令和5年3月	1件									
B	令和5年3月	1件									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月11日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
久米田高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 590 1190 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 590 655 684">職員</th> <th data-bbox="655 590 940 684">事実発生時期</th> <th data-bbox="940 590 1190 684">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 684 655 772">A</td> <td data-bbox="655 684 940 772">令和5年2月</td> <td data-bbox="940 684 1190 772">3件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和5年2月	3件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和5年2月	3件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月12日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
貝塚高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 590 1190 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 590 655 684">職員</th> <th data-bbox="655 590 943 684">事実発生時期</th> <th data-bbox="943 590 1190 684">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 684 655 772">A</td> <td data-bbox="655 684 943 772">令和5年3月</td> <td data-bbox="943 684 1190 772">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和5年3月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和5年3月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月25日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項														
布施工科高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 590 1190 1035"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和4年7月</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年11月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>令和4年12月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年7月	2件	令和5年3月	1件	B	令和4年11月	1件	C	令和4年12月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数														
A	令和4年7月	2件														
	令和5年3月	1件														
B	令和4年11月	1件														
C	令和4年12月	1件														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月29日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
思斉支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 590 1190 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 590 655 684">職員</th> <th data-bbox="655 590 943 684">事実発生時期</th> <th data-bbox="943 590 1190 684">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 684 655 772">A</td> <td data-bbox="655 684 943 772">令和4年8月</td> <td data-bbox="943 684 1190 772">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年8月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和4年8月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月9日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
なにわ高等支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 590 1190 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 590 655 684">職員</th> <th data-bbox="655 590 943 684">事実発生時期</th> <th data-bbox="943 590 1190 684">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 684 655 772">A</td> <td data-bbox="655 684 943 772">令和4年10月</td> <td data-bbox="943 684 1190 772">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年10月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和4年10月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月23日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
光陽支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 585 1190 945"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和4年4月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和5年1月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和4年7月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年4月	1件	令和5年1月	1件	B	令和4年7月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数											
A	令和4年4月	1件											
	令和5年1月	1件											
B	令和4年7月	1件											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月17日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
西淀川支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1190 947"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年9月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>令和4年11月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年9月	1件	B	令和4年11月	1件	令和5年3月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数											
A	令和4年9月	1件											
B	令和4年11月	1件											
	令和5年3月	1件											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月21日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
東淀川高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが7件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1190 1119"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>令和4年5月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年6月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>令和4年6月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和5年3月</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年5月	1件	令和4年6月	1件	令和5年3月	1件	B	令和4年6月	1件	令和5年3月	3件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数															
A	令和4年5月	1件															
	令和4年6月	1件															
	令和5年3月	1件															
B	令和4年6月	1件															
	令和5年3月	3件															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月19日）

(7) 特殊勤務手当実績の登録の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																												
北かわち阜が丘 高等学校	<p>週休日等の部活動指導の生徒引率業務について、教員特殊業務手当の実績として入力するところ、誤って管外出張としてシステム登録を行い、教員特殊業務手当が未払となっているものが2件あった。</p> <p>※なお、本件は旅費支給されていない。</p> <table border="1" data-bbox="498 600 1326 806"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生時期</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和4年4月</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年5月</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年4月	1件	令和4年5月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、職員に対し、特殊勤務を行った場合には、速やかに実績を入力するよう周知徹底するなど、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について（通知）平成24年7月31日付け教委高第2149号】</p> <p>2 教職員による部活動指導の服務上の取扱い（別紙1）</p> <p>(1) 生徒引率（指導）を伴う場合</p> <p>④ 週休日等の部活動指導</p> <p>週休日等における部活動指導は、学校管理下で行われる活動である場合には、公務災害基金に公務災害の適用を求めていくとともに、教員特殊業務手当の支給対象とする。</p> <p>なお、週休日等の活動については、学校週5日制の趣旨を踏まえ、各学校や地域の実情を考慮して、適切な活動日数、時間を設定することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（別紙1）</p> <table border="1" data-bbox="1596 1016 2709 1360"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>旅費の 公費 支給</th> <th>教員特殊業務 手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">生徒引率（指導）を伴う場合</td> <td>①公式戦への参加</td> <td>可</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②勤務時間内の部活動指導</td> <td>可</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③平日の勤務時間外の部活動指導</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④週休日等の部活動指導</td> <td>—</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導</td> <td>—</td> <td>週休日 対象</td> </tr> </tbody> </table>			旅費の 公費 支給	教員特殊業務 手当	生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可	—	②勤務時間内の部活動指導	可	—	③平日の勤務時間外の部活動指導	—	—	④週休日等の部活動指導	—	対象	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—	週休日 対象
職員	事実発生時期	件数																												
A	令和4年4月	1件																												
	令和4年5月	1件																												
		旅費の 公費 支給	教員特殊業務 手当																											
生徒引率（指導）を伴う場合	①公式戦への参加	可	—																											
	②勤務時間内の部活動指導	可	—																											
	③平日の勤務時間外の部活動指導	—	—																											
	④週休日等の部活動指導	—	対象																											
	⑤合宿等（泊を伴う練習及び練習試合）の部活動指導	—	週休日 対象																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月23日）

(8) 通勤に係る費用弁償の事後の確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
松原高等学校	<p>通勤に係る費用弁償の事後の確認について、非常勤職員（非常勤講師を除く。）に定期券の写し等の提出を求めていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="549 510 1216 646"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 510 914 575">確認書類</th> <th data-bbox="914 510 1216 575">非常勤職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 575 914 646">定期券の写し等</td> <td data-bbox="914 575 1216 646">1名</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	非常勤職員数	定期券の写し等	1名	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 非常勤講師 一般職非常勤職員のうち、公立学校の講師をいう。 二 非常勤補助員 一般職非常勤職員のうち、定例的で、かつ、反復して行われる業務等に係る労務を提供するものをいう。 三 非常勤特別嘱託員 一般職非常勤職員のうち、特殊な技能若しくは専門的知識、経験等を有するものをいう。</p> <p>(通勤に係る費用弁償の事後の確認) 第24条 校長等は、現に通勤に係る費用弁償を支給されている一般職非常勤職員(平均1箇月当たりの通勤所要回数が少ない等通勤の実情を勘案し委員会が別に定める職員を除く。)について、その者が第22条第1項の対象者たる要件を具備するかどうか及び通勤に係る費用弁償が適正であるかどうかを当該一般職非常勤職員に通勤定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。</p> <p>【非常勤職員の交通費に関する要領】 (事後の確認に係る委員会が別に定める職員) 第8条 規則第24条の「委員会が別に定める職員」は、規則第2条第1号に規定する職員とする。</p> </div>
確認書類	非常勤職員数					
定期券の写し等	1名					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
布施北高等学校	<p>通勤に係る費用弁償の事後の確認について、非常勤職員（非常勤講師を除く。）に定期券の写し等の提出を求めていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="552 512 1216 648"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 512 914 575">確認書類</th> <th data-bbox="914 512 1216 575">非常勤職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 575 914 648">定期券の写し等</td> <td data-bbox="914 575 1216 648">2名</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	非常勤職員数	定期券の写し等	2名	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 非常勤講師 一般職非常勤職員のうち、公立学校の講師をいう。 二 非常勤補助員 一般職非常勤職員のうち、定例的で、かつ、反復して行われる業務等に係る労務を提供するものをいう。 三 非常勤特別嘱託員 一般職非常勤職員のうち、特殊な技能若しくは専門的知識、経験等を有するものをいう。</p> <p>(通勤に係る費用弁償の事後の確認) 第24条 校長等は、現に通勤に係る費用弁償を支給されている一般職非常勤職員(平均1箇月当たりの通勤所要回数が少ない等通勤の実情を勘案し委員会が別に定める職員を除く。)について、その者が第22条第1項の対象者たる要件を具備するかどうか及び通勤に係る費用弁償が適正であるかどうかを当該一般職非常勤職員に通勤定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。</p> <p>【非常勤職員の交通費に関する要領】 (事後の確認に係る委員会が別に定める職員) 第8条 規則第24条の「委員会が別に定める職員」は、規則第2条第1号に規定する職員とする。</p> </div>
確認書類	非常勤職員数					
定期券の写し等	2名					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月26日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
城東工科高等学校	<p>通勤に係る費用弁償の事後の確認について、非常勤職員（非常勤講師を除く。）に定期券の写し等の提出を求めていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="549 512 1216 648"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 512 911 575">確認書類</th> <th data-bbox="911 512 1216 575">非常勤職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 575 911 648">定期券の写し等</td> <td data-bbox="911 575 1216 648">2名</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	非常勤職員数	定期券の写し等	2名	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公立学校一般職非常勤職員就業等規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 非常勤講師 一般職非常勤職員のうち、公立学校の講師をいう。 二 非常勤補助員 一般職非常勤職員のうち、定例的で、かつ、反復して行われる業務等に係る労務を提供するものをいう。 三 非常勤特別嘱託員 一般職非常勤職員のうち、特殊な技能若しくは専門的知識、経験等を有するものをいう。</p> <p>(通勤に係る費用弁償の事後の確認) 第24条 校長等は、現に通勤に係る費用弁償を支給されている一般職非常勤職員(平均1箇月当たりの通勤所要回数が少ない等通勤の実情を勘案し委員会が別に定める職員を除く。)について、その者が第22条第1項の対象者たる要件を具備するかどうか及び通勤に係る費用弁償が適正であるかどうかを当該一般職非常勤職員に通勤定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。</p> <p>【非常勤職員の交通費に関する要領】 (事後の確認に係る委員会が別に定める職員) 第8条 規則第24条の「委員会が別に定める職員」は、規則第2条第1号に規定する職員とする。</p> </div>
確認書類	非常勤職員数					
定期券の写し等	2名					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）

3 資産管理事務

(1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																									
貝塚高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 600 1629 1094"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>0.36㎡</td> <td>道路照明灯</td> <td>免除</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>17.2㎡</td> <td>同窓会占有スペース</td> <td>免除</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱2本 支線2本</td> <td>電力供給</td> <td>6,800円</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>添架電柱 2本</td> <td>電話ケーブル添架</td> <td>3,230円</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>					種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	0.36㎡	道路照明灯	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	建物	17.2㎡	同窓会占有スペース	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	電柱2本 支線2本	電力供給	6,800円	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	添架電柱 2本	電話ケーブル添架	3,230円	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																											
土地	0.36㎡	道路照明灯	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																											
建物	17.2㎡	同窓会占有スペース	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																											
土地	電柱2本 支線2本	電力供給	6,800円	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																											
土地	添架電柱 2本	電話ケーブル添架	3,230円	(注) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月25日）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
三国丘高等学校	行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	土地	電柱1本 支線2本	電力供給	5,100円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	電話柱1本 支線1本	都市型ケーブルテレビ 放送設備のケーブル線 保持	3,000円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	電話柱1本 支線1本	通信事業	3,000円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	建物	38.43㎡	同窓会事務所	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	建物	9.99㎡	生徒及び職員用の 物品販売	37,400円	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	2.51㎡	省エネルギーサービス (ESCO事業)の提供	1,400円	(注3) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	建物	87.28㎡	省エネルギーサービス (ESCO事業)の提供	(注4) 9,350円	(注3) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	建物	96.43㎡	生徒及び職員用の 食堂	(注5) 308,000円	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	建物	3台	自動販売機	(注6) 57,090円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、許可期間が「令和2年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、許可期間が「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注4) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「9,130円」のまま					

	<p>ま放置されていた。</p> <p>(注5) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「393,800円」のまま放置されていた。</p> <p>(注6) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「57,000円」のまま放置されていた。</p>	
--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
長野高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 852"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>電信柱 1本</td> <td>電気通信事業</td> <td>1,500円</td> <td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱1本 支線4本</td> <td>電力供給</td> <td>8,500円</td> <td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>(注2) 1台</td> <td>自動販売機</td> <td>(注2) 18,000円</td> <td>令和3年9月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注2) 公有財産台帳では、許可数量及び年間使用料の変更に伴う登載が行われず「2台」及び「37,800円」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	電信柱 1本	電気通信事業	1,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	電柱1本 支線4本	電力供給	8,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	(注2) 1台	自動販売機	(注2) 18,000円	令和3年9月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																		
土地	電信柱 1本	電気通信事業	1,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																		
土地	電柱1本 支線4本	電力供給	8,500円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																		
土地	(注2) 1台	自動販売機	(注2) 18,000円	令和3年9月1日から 令和8年3月31日まで																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
淀川清流高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1632 1041"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>18.01㎡ 引込み柱 1本 埋管 管径169mm ×3.2m ほか</td> <td>ガバナー室設置</td> <td>(注1) 73,550円</td> <td>(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>8.49㎡</td> <td>災害救助用備蓄 物資保管庫設置</td> <td>免除</td> <td>(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>0.54㎡</td> <td>災害時避難所 案内掲示板</td> <td>免除</td> <td>(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>(注3) 73.5㎡ 5台</td> <td>学校食堂営業 及び 自動販売機設置</td> <td>(注4) 226,200円</td> <td>(注5) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「72,350円」のまま放置されていた。</p> <p>(注2) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注3) 公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「77.83㎡」のまま放置されていた。</p> <p>(注4) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「215,050円」のまま放置されていた。</p> <p>(注5) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年9月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	18.01㎡ 引込み柱 1本 埋管 管径169mm ×3.2m ほか	ガバナー室設置	(注1) 73,550円	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	土地	8.49㎡	災害救助用備蓄 物資保管庫設置	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	工作物	0.54㎡	災害時避難所 案内掲示板	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	建物	(注3) 73.5㎡ 5台	学校食堂営業 及び 自動販売機設置	(注4) 226,200円	(注5) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																							
土地	18.01㎡ 引込み柱 1本 埋管 管径169mm ×3.2m ほか	ガバナー室設置	(注1) 73,550円	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							
土地	8.49㎡	災害救助用備蓄 物資保管庫設置	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							
工作物	0.54㎡	災害時避難所 案内掲示板	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							
建物	(注3) 73.5㎡ 5台	学校食堂営業 及び 自動販売機設置	(注4) 226,200円	(注5) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																							
平野高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 779"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>0.36㎡</td> <td>公共基準点設置</td> <td>免除</td> <td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>0.005㎡</td> <td>公共基準点設置</td> <td>免除</td> <td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>また、行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1003 1442 1157"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>道路標識柱</td> <td>(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 公有財産台帳では、承認期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	0.36㎡	公共基準点設置	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	建物	0.005㎡	公共基準点設置	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	種別	承認数量	目的	承認期間	土地	1本	道路標識柱	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																					
土地	0.36㎡	公共基準点設置	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																					
建物	0.005㎡	公共基準点設置	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																					
種別	承認数量	目的	承認期間																						
土地	1本	道路標識柱	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月24日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																	
金岡高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 968"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>0.126㎡</td> <td>公共基準点</td> <td>免除</td> <td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2.7㎡</td> <td>災害時優先特設 公衆電話</td> <td>免除</td> <td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>14.14㎡</td> <td>学校給品部</td> <td>26,510 円</td> <td>(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>(注2) 1台</td> <td>公衆電話の設置</td> <td>(注2) 4,070 円</td> <td>令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>(注2) 令和5年3月23日に許可数量及び年間使用料の変更を承認していたが、公有財産台帳では、「2台」及び「8,140円」のまま放置されていた。</p> <p>また、行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1268 1439 1419"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>2本</td> <td>交通信号機設置</td> <td>(注3) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注3) 公有財産台帳では、承認期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	0.126㎡	公共基準点	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	建物	2.7㎡	災害時優先特設 公衆電話	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	建物	14.14㎡	学校給品部	26,510 円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	建物	(注2) 1台	公衆電話の設置	(注2) 4,070 円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	種別	承認数量	目的	承認期間	土地	2本	交通信号機設置	(注3) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																															
建物	0.126㎡	公共基準点	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																															
建物	2.7㎡	災害時優先特設 公衆電話	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																															
建物	14.14㎡	学校給品部	26,510 円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																															
建物	(注2) 1台	公衆電話の設置	(注2) 4,070 円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																															
種別	承認数量	目的	承認期間																																
土地	2本	交通信号機設置	(注3) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで																																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
山本高等学校	行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	建物	18.08㎡	給品部	47,740円	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	19.778㎡	防災倉庫	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	1本	防災標識柱及び防災標識板	免除	(注1) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	1本	電話回線ケーブル	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	建物	0.03㎡	保安器	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	建物	0.0054㎡	モジュラージャック	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	
	土地	0.30㎡	空調機	600円	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	建物	6.09㎡	本館 空調機	29,700円	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	建物	1.39㎡	体育館 空調機	4,730円	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	建物	0.260㎡	プール附属棟 濾過ポンプインバータ盤	3,190円	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	
	建物	94.34㎡	本館 照明器具	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	

【大阪府公有財産規則】
(使用状況の確認)
第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登録し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。

【大阪府公有財産台帳等処理要領】
(借用財産)
第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。
2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
(使用許可、貸付又は使用承認の状況)
第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。
2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。

【公有財産事務の手引】
第2章 公有財産の取得
第3節 借用
府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。
借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
建物	37.71㎡	南館 照明器具	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
建物	6.54㎡	体育館 照明器具	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
建物	21.92㎡	同窓会活動	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
建物	2.775㎡	同窓会活動	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
建物	20.471㎡	同窓会活動	免除	(注2) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。

(注2) 公有財産台帳では、許可期間が「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。

また、借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	八尾市山本町北 2丁目1	3,335㎡	運動場	3,000,000円	(注3) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

(注3) 公有財産台帳では、借用期間が「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
生野高等学校	<p>下記の工作物について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="498 474 1451 604"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 474 813 543">財産名称</th> <th data-bbox="813 474 1062 543">種目</th> <th data-bbox="1062 474 1205 543">数量</th> <th data-bbox="1205 474 1451 543">取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 543 813 604">国旗掲揚ポール</td> <td data-bbox="813 543 1062 604">雑工作物</td> <td data-bbox="1062 543 1205 604">1</td> <td data-bbox="1205 543 1451 604">378,297円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得金額	国旗掲揚ポール	雑工作物	1	378,297円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。 (以下略)</p> </div>
財産名称	種目	数量	取得金額							
国旗掲揚ポール	雑工作物	1	378,297円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
教育センター附属 高等学校	<p>下記の工作物について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="575 464 1525 594"> <thead> <tr> <th data-bbox="575 464 854 531">財産名称</th> <th data-bbox="854 464 1086 531">種目</th> <th data-bbox="1086 464 1228 531">数量</th> <th data-bbox="1228 464 1525 531">取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="575 531 854 594">国旗掲揚台</td> <td data-bbox="854 531 1086 594">雑工作物</td> <td data-bbox="1086 531 1228 594">1</td> <td data-bbox="1228 531 1525 594">381,754円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得金額	国旗掲揚台	雑工作物	1	381,754円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div data-bbox="1584 520 2694 716" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。 (以下略)</p> </div>
財産名称	種目	数量	取得金額							
国旗掲揚台	雑工作物	1	381,754円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
布施北高等学校	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1635 779"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>98.53㎡</td> <td>食堂（厨房）</td> <td>(注1) 227,260円</td> <td>(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>3台</td> <td>自動販売機</td> <td>(注2) 60,940円</td> <td>(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「202,280円」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「69,330円」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、許可期間が「平成28年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1152 1635 1306"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>42.50㎡</td> <td>作業員休憩用及び報告書作成用並びに委託業務に必要な資機材置場</td> <td>免除</td> <td>令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	98.53㎡	食堂（厨房）	(注1) 227,260円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	建物	3台	自動販売機	(注2) 60,940円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	42.50㎡	作業員休憩用及び報告書作成用並びに委託業務に必要な資機材置場	免除	令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																							
建物	98.53㎡	食堂（厨房）	(注1) 227,260円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																							
建物	3台	自動販売機	(注2) 60,940円	(注3) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																							
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																							
建物	42.50㎡	作業員休憩用及び報告書作成用並びに委託業務に必要な資機材置場	免除	令和3年2月1日から 令和6年1月31日まで																							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月26日）

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項												
淀川警察署	借用財産について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。						<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 472 596 514">種別</th> <th data-bbox="596 472 813 514">所在地</th> <th data-bbox="813 472 988 514">借用数量</th> <th data-bbox="988 472 1199 514">借用目的</th> <th data-bbox="1199 472 1377 514">年間借用料</th> <th data-bbox="1377 472 1754 514">借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 514 596 625">土地</td> <td data-bbox="596 514 813 625">大阪市淀川区 西中島5丁目 52-1の一部</td> <td data-bbox="813 514 988 625">2.41㎡</td> <td data-bbox="988 514 1199 625">交通信号機設置</td> <td data-bbox="1199 514 1377 625">無償</td> <td data-bbox="1377 514 1754 625">平成29年3月15日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>							種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	大阪市淀川区 西中島5丁目 52-1の一部	2.41㎡	交通信号機設置	無償	平成29年3月15日から 令和5年3月31日まで	<p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産)</p> <p>第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>(使用許可、貸付又は使用承認の状況)</p> <p>第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用</p> <p>府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間														
土地	大阪市淀川区 西中島5丁目 52-1の一部	2.41㎡	交通信号機設置	無償	平成29年3月15日から 令和5年3月31日まで														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年2月9日）

(2) 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																			
貝塚南高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 1020"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品目 商品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">平成3年3月14日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">274,813円</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>計器測量器具</td> <td rowspan="2">昭和59年3月31日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">125,000円</td> </tr> <tr> <td>タイマー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">繊維類</td> <td>繊維類</td> <td rowspan="2">平成5年2月25日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">190,550円</td> </tr> <tr> <td>テント</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">繊維類</td> <td>繊維類</td> <td rowspan="2">平成16年2月27日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">159,600円</td> </tr> <tr> <td>テント</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>その他器具類</td> <td rowspan="2">平成30年3月23日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">356,400円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	その他器具類	平成3年3月14日	1	274,813円	テレビ	機械器具類	計器測量器具	昭和59年3月31日	1	125,000円	タイマー	繊維類	繊維類	平成5年2月25日	1	190,550円	テント	繊維類	繊維類	平成16年2月27日	1	159,600円	テント	家具什器類	その他器具類	平成30年3月23日	1	356,400円	放送設備	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																																	
家具什器類	その他器具類	平成3年3月14日	1	274,813円																																	
	テレビ																																				
機械器具類	計器測量器具	昭和59年3月31日	1	125,000円																																	
	タイマー																																				
繊維類	繊維類	平成5年2月25日	1	190,550円																																	
	テント																																				
繊維類	繊維類	平成16年2月27日	1	159,600円																																	
	テント																																				
家具什器類	その他器具類	平成30年3月23日	1	356,400円																																	
	放送設備																																				

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年12月7日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
枚方なぎさ高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 705"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 512 730 590">品種</th> <th data-bbox="730 512 1018 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1018 512 1302 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 512 1448 590">数量</th> <th data-bbox="1448 512 1629 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 590 730 705">家具什器類</td> <td data-bbox="730 590 1018 705">厨房器具 ウォータークーラー</td> <td data-bbox="1018 590 1302 705">平成21年3月6日</td> <td data-bbox="1302 590 1448 705">1</td> <td data-bbox="1448 590 1629 705">123,900円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	厨房器具 ウォータークーラー	平成21年3月6日	1	123,900円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
家具什器類	厨房器具 ウォータークーラー	平成21年3月6日	1	123,900円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月30日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
淀川工科高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 1029"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 512 730 590">品種</th> <th data-bbox="730 512 1020 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1020 512 1302 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 512 1448 590">数量</th> <th data-bbox="1448 512 1629 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 590 730 705">機械器具類</td> <td data-bbox="730 590 1020 705">機械類 単相誘導電圧調整器</td> <td data-bbox="1020 590 1302 705">昭和29年3月31日</td> <td data-bbox="1302 590 1448 705">1</td> <td data-bbox="1448 590 1629 705">110,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 705 730 783">機械器具類</td> <td data-bbox="730 705 1020 783">機械類 切断機</td> <td data-bbox="1020 705 1302 783">昭和33年3月31日</td> <td data-bbox="1302 705 1448 783">1</td> <td data-bbox="1448 705 1629 783">255,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 783 730 861">機械器具類</td> <td data-bbox="730 783 1020 861">機械類 万能割出台</td> <td data-bbox="1020 783 1302 861">昭和37年2月28日</td> <td data-bbox="1302 783 1448 861">1</td> <td data-bbox="1448 783 1629 861">330,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 861 730 938">機械器具類</td> <td data-bbox="730 861 1020 938">計器測量器具 水平器</td> <td data-bbox="1020 861 1302 938">昭和39年2月28日</td> <td data-bbox="1302 861 1448 938">1</td> <td data-bbox="1448 861 1629 938">107,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 938 730 1029">機械器具類</td> <td data-bbox="730 938 1020 1029">機械類 研磨機</td> <td data-bbox="1020 938 1302 1029">昭和42年3月22日</td> <td data-bbox="1302 938 1448 1029">1</td> <td data-bbox="1448 938 1629 1029">205,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	機械類 単相誘導電圧調整器	昭和29年3月31日	1	110,000円	機械器具類	機械類 切断機	昭和33年3月31日	1	255,000円	機械器具類	機械類 万能割出台	昭和37年2月28日	1	330,300円	機械器具類	計器測量器具 水平器	昭和39年2月28日	1	107,000円	機械器具類	機械類 研磨機	昭和42年3月22日	1	205,000円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																												
機械器具類	機械類 単相誘導電圧調整器	昭和29年3月31日	1	110,000円																												
機械器具類	機械類 切断機	昭和33年3月31日	1	255,000円																												
機械器具類	機械類 万能割出台	昭和37年2月28日	1	330,300円																												
機械器具類	計器測量器具 水平器	昭和39年2月28日	1	107,000円																												
機械器具類	機械類 研磨機	昭和42年3月22日	1	205,000円																												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月18日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
城東工科高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 512 730 585">品種</th> <th data-bbox="730 512 1018 585">品目 商品名</th> <th data-bbox="1018 512 1302 585">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 512 1448 585">数量</th> <th data-bbox="1448 512 1629 585">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 585 730 674">機械器具類</td> <td data-bbox="730 585 1018 674">理化学器具類 電源装置</td> <td data-bbox="1018 585 1302 674">昭和39年9月1日</td> <td data-bbox="1302 585 1448 674">1</td> <td data-bbox="1448 585 1629 674">283,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 674 730 758">機械器具類</td> <td data-bbox="730 674 1018 758">機械類 増幅器</td> <td data-bbox="1018 674 1302 758">昭和42年2月27日</td> <td data-bbox="1302 674 1448 758">1</td> <td data-bbox="1448 674 1629 758">165,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	理化学器具類 電源装置	昭和39年9月1日	1	283,000円	機械器具類	機械類 増幅器	昭和42年2月27日	1	165,000円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額													
機械器具類	理化学器具類 電源装置	昭和39年9月1日	1	283,000円													
機械器具類	機械類 増幅器	昭和42年2月27日	1	165,000円													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
和泉支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1626 676"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 512 730 590">品種</th> <th data-bbox="730 512 1018 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1018 512 1302 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 512 1448 590">数量</th> <th data-bbox="1448 512 1626 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 590 730 676">機械器具類</td> <td data-bbox="730 590 1018 676">OA器具類 プリンター</td> <td data-bbox="1018 590 1302 676">平成20年7月11日</td> <td data-bbox="1302 590 1448 676">1</td> <td data-bbox="1448 590 1626 676">188,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA器具類 プリンター	平成20年7月11日	1	188,000円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
機械器具類	OA器具類 プリンター	平成20年7月11日	1	188,000円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月7日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
光陽支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 512 1614 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 512 715 590">品種</th> <th data-bbox="715 512 1003 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1003 512 1291 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1291 512 1433 590">数量</th> <th data-bbox="1433 512 1614 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 590 715 674" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="715 590 1003 632">事務器具類</td> <td data-bbox="1003 590 1291 674" rowspan="2">平成20年3月14日</td> <td data-bbox="1291 590 1433 674" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1433 590 1614 674" rowspan="2">257,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 632 1003 674">紙折機</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	事務器具類	平成20年3月14日	1	257,250円	紙折機	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	事務器具類	平成20年3月14日	1	257,250円									
	紙折機												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月17日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
久米田高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄していた。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 705"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 512 730 590">品種</th> <th data-bbox="730 512 1020 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1020 512 1302 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1302 512 1448 590">数量</th> <th data-bbox="1448 512 1629 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 590 730 705">機械器具類</td> <td data-bbox="730 590 1020 705">OA機器類 レーザープリンター （カラー）</td> <td data-bbox="1020 590 1302 705">平成24年7月3日</td> <td data-bbox="1302 590 1448 705">1</td> <td data-bbox="1448 590 1629 705">227,220円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA機器類 レーザープリンター （カラー）	平成24年7月3日	1	227,220円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
機械器具類	OA機器類 レーザープリンター （カラー）	平成24年7月3日	1	227,220円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月12日）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
芥川高等学校	下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。					<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	<p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p>
	家具什器類	冷暖房器具 釣り天井式パッケージエアコン	令和4年8月31日	1	1,430,000円	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月8日）

(3) 公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項		
東淀川高等学校	消防法で3年に1回と定められている、消防用設備等の点検結果の報告を、令和元年11月5日に報告した日以降、報告していなかった。	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【消防法】 第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>【消防法施行令】 第2章 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。 別表第一(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1304 2709 1409"><tr><td>(七)</td><td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</td></tr></table> <p>【消防法施行規則】 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。 3 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行った結果を、(中略) 次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。(以下略) 二 令別表第一(中略)(七)項(中略)に掲げる防火対象物 三年に一回</p>	(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月19日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項		
松原高等学校	消防法で3年に1回と定められている、消防用設備等の点検結果の報告を、平成29年8月29日に報告した日以降、報告していなかった。	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【消防法】 第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>【消防法施行令】 第2章 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。 別表第一(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1304 2694 1409"> <tr> <td data-bbox="1576 1304 1694 1409">(七)</td> <td data-bbox="1700 1304 2694 1409">小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</td> </tr> </table> <p>【消防法施行規則】 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。 3 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行った結果を、(中略) 次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。(以下略) 二 令別表第一(中略)(七)項(中略)に掲げる防火対象物 三年に一回</p>	(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月30日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項		
佐野支援学校	消防法で1年に1回と定められている、消防用設備等の点検結果の報告を、令和4年2月2日に報告した日以降、報告していなかった。	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【消防法】 第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>【消防法施行令】 第2章 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。 別表第一(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1304 2709 1381"> <tr> <td>(六)</td> <td>ニ 幼稚園又は特別支援学校</td> </tr> </table> <p>【消防法施行規則】 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。 3 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行った結果を、(中略) 次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。(以下略) 一 令別表第一(中略)(六)項(中略)に掲げる防火対象物 一年に一回</p>	(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校
(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年11月1日)

(4) 行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																													
<p>松原高等学校</p>	<p>行政財産の使用許可について、当該行政財産の使用を許可された者から許可内容の変更（自動販売機1台の撤去及び公衆電話の撤去）について、口頭で申出があったところ、これを口頭で承認したのみで、行政財産使用許可書第10で定める変更の手続を行っていなかった。</p> <p>許可内容</p> <table border="1" data-bbox="492 625 1656 915"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物</td> <td>81.97㎡</td> <td>食堂の営業</td> <td>153,340円</td> <td rowspan="3">令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>(注1) 4台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>76,120円</td> </tr> <tr> <td>(注2) 1台</td> <td>カード式公衆電話の設置</td> <td>4,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 自動販売機は令和4年度から変更していた。 (注2) カード式公衆電話は令和5年度から変更していた。</p> <p>変更後の許可内容</p> <table border="1" data-bbox="492 1066 1656 1297"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>81.97㎡</td> <td>食堂の営業</td> <td>153,340円</td> <td rowspan="2">令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>3台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>57,090円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注1) 4台	自動販売機の設置	76,120円	(注2) 1台	カード式公衆電話の設置	4,070円	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	3台	自動販売機の設置	57,090円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第7節 使用許可 第7 使用許可の変更 使用許可を受けた物件の名称、所在場所、構造、数量（面積）、使用期間、使用料及び利用目的を当初の使用許可との同一性を失わせることなく変更する場合をいう。（以下略）</p> <p>【行政財産使用許可書】 第10 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第3条により委任を受けた者）（以下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																											
建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																											
	(注1) 4台	自動販売機の設置	76,120円																												
	(注2) 1台	カード式公衆電話の設置	4,070円																												
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																											
建物	81.97㎡	食堂の営業	153,340円	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																											
	3台	自動販売機の設置	57,090円																												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）

4 新公会計制度事務

(1) 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
佐野工科高等学校	<p>令和4年度の財務諸表（貸借対照表）の建設仮勘定に、工事完了による引渡しが行われている下記の工事に係る金額が計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 600 1623 711"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>暖房洗浄便座等取付工事</td> <td>449,900円</td> <td>449,900円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和4年度	暖房洗浄便座等取付工事	449,900円	449,900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	未精算額							
令和4年度	暖房洗浄便座等取付工事	449,900円	449,900円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
緑風冠高等学校	<p>令和4年度の財務諸表（貸借対照表）の建設仮勘定に、工事完了による引渡しが行われている下記の工事に係る金額が計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 510 1641 783"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>大阪府立緑風冠高等学校便所便器改修工事</td> <td>1,922,910円</td> <td>1,922,910円</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>大阪府立緑風冠高等学校便所便器改修工事</td> <td>1,392,600円</td> <td>1,392,600円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和4年度	大阪府立緑風冠高等学校便所便器改修工事	1,922,910円	1,922,910円	同上	大阪府立緑風冠高等学校便所便器改修工事	1,392,600円	1,392,600円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	未精算額											
令和4年度	大阪府立緑風冠高等学校便所便器改修工事	1,922,910円	1,922,910円											
同上	大阪府立緑風冠高等学校便所便器改修工事	1,392,600円	1,392,600円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
泉鳥取高等学校	<p>令和4年度の財務諸表（貸借対照表）の建設仮勘定に、工事完了による引渡しが行われている下記の工事に係る金額が計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 499 1644 693"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>大阪府立泉鳥取高等学校便所手洗栓改修工事</td> <td>935,000円</td> <td>910,864円</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>大阪府立泉鳥取高等学校便所洋式化改修工事</td> <td>1,730,520円</td> <td>841,857円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和4年度	大阪府立泉鳥取高等学校便所手洗栓改修工事	935,000円	910,864円	同上	大阪府立泉鳥取高等学校便所洋式化改修工事	1,730,520円	841,857円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	未精算額											
令和4年度	大阪府立泉鳥取高等学校便所手洗栓改修工事	935,000円	910,864円											
同上	大阪府立泉鳥取高等学校便所洋式化改修工事	1,730,520円	841,857円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

(2) 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
緑風冠高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年9月10日（検査日：令和4年9月10日）</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1611 758"><thead><tr><th data-bbox="522 583 1237 674">工事名称</th><th data-bbox="1237 583 1611 674">金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="522 674 1237 758">大阪府立緑風冠高等学校便所手洗栓改修工事</td><td data-bbox="1237 674 1611 758">668,690円</td></tr></tbody></table>	工事名称	金額	大阪府立緑風冠高等学校便所手洗栓改修工事	668,690円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div data-bbox="1665 506 2733 1472" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p><p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p><p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p><p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p><p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p><p>(台帳価格)</p><p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p><p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p><p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p><p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p><p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p></div>
工事名称	金額					
大阪府立緑風冠高等学校便所手洗栓改修工事	668,690円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
花園高等学校	<p>設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和5年3月31日（検査日：令和5年3月31日）</p> <table border="1" data-bbox="528 585 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 585 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 585 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">自転車置場案内板設置工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">495,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	自転車置場案内板設置工事	495,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
自転車置場案内板設置工事	495,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
泉陽高等学校	<p>取替工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和5年2月19日（検査日：令和5年2月19日）</p> <table border="1" data-bbox="528 585 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 585 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 585 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">非常用照明器具取替工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">451,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	非常用照明器具取替工事	451,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
非常用照明器具取替工事	451,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
堺西高等学校	<p>設置工事及び改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和5年2月28日（検査日：令和5年2月28日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 716"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事</td> <td>308,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年11月12日（検査日：令和4年11月12日）</p> <table border="1" data-bbox="528 789 1617 921"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事</td> <td>2,303,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和4年9月8日（検査日：令和4年9月8日）</p> <table border="1" data-bbox="528 995 1617 1127"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事</td> <td>848,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 工事完了日：令和5年1月13日（検査日：令和5年1月13日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1201 1617 1333"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）</td> <td>1,015,410円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 工事完了日：令和5年3月4日（検査日：令和5年3月4日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1407 1617 1539"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）</td> <td>2,444,640円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事	308,000円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事	2,303,070円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事	848,100円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）	1,015,410円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）	2,444,640円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事	308,000円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事	2,303,070円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事	848,100円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）	1,015,410円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）	2,444,640円																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
信太高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和4年8月1日（検査日：令和4年8月15日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立信太高等学校トイレ手洗い栓（計27台）自動水栓化改修工事</td> <td>741,730円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年11月27日（検査日：令和4年11月27日）</p> <table border="1" data-bbox="528 835 1617 1010"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立信太高等学校手洗台水栓（計3台）自動水栓化改修工事</td> <td>161,810円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立信太高等学校トイレ手洗い栓（計27台）自動水栓化改修工事	741,730円	工事名称	金額	大阪府立信太高等学校手洗台水栓（計3台）自動水栓化改修工事	161,810円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額									
大阪府立信太高等学校トイレ手洗い栓（計27台）自動水栓化改修工事	741,730円									
工事名称	金額									
大阪府立信太高等学校手洗台水栓（計3台）自動水栓化改修工事	161,810円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
高石高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年12月10日（検査日：令和4年12月10日）</p> <table border="1" data-bbox="528 585 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 585 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 585 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">大阪府立高石高等学校便所手洗栓改修工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">873,400円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立高石高等学校便所手洗栓改修工事	873,400円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
大阪府立高石高等学校便所手洗栓改修工事	873,400円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
久米田高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年8月15日（検査日：令和4年8月15日）</p> <table border="1" data-bbox="528 585 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 585 1243 669">工事名称</th> <th data-bbox="1243 585 1617 669">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 669 1243 758">大阪府立久米田高等学校 体育館1階 便所便器改修工事</td> <td data-bbox="1243 669 1617 758">2,435,400円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立久米田高等学校 体育館1階 便所便器改修工事	2,435,400円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
大阪府立久米田高等学校 体育館1階 便所便器改修工事	2,435,400円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月12日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
成美高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和4年8月9日（検査日：令和4年8月9日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立成美高等学校便所手洗栓改修工事</td> <td>794,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年12月5日（検査日：令和4年12月5日）</p> <table border="1" data-bbox="528 835 1617 1010"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立成美高等学校手洗栓改修工事</td> <td>242,880円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立成美高等学校便所手洗栓改修工事	794,200円	工事名称	金額	大阪府立成美高等学校手洗栓改修工事	242,880円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額									
大阪府立成美高等学校便所手洗栓改修工事	794,200円									
工事名称	金額									
大阪府立成美高等学校手洗栓改修工事	242,880円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
淀川清流高等学校	<p>取付工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年7月21日（検査日：令和4年7月21日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 583 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 583 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">教室棟1階女子トイレ自動栓取付工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">33,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	教室棟1階女子トイレ自動栓取付工事	33,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
教室棟1階女子トイレ自動栓取付工事	33,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
教育センター附属 高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和5年3月27日（検査日：令和5年3月27日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 583 1243 669">工事名称</th> <th data-bbox="1243 583 1617 669">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 669 1243 758">大阪府教育センター附属高等学校体育館トイレ洋 式化改修工事</td> <td data-bbox="1243 669 1617 758">2,274,800円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府教育センター附属高等学校体育館トイレ洋 式化改修工事	2,274,800円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
大阪府教育センター附属高等学校体育館トイレ洋 式化改修工事	2,274,800円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
鳳高等学校	<p>取替工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和5年1月14日（検査日：令和5年1月14日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立鳳高等学校トイレ温水洗浄便座工事</td> <td>476,362円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和5年3月6日（検査日：令和5年3月6日）</p> <table border="1" data-bbox="528 835 1617 1010"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話交換機等取替工事</td> <td>822,800円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立鳳高等学校トイレ温水洗浄便座工事	476,362円	工事名称	金額	電話交換機等取替工事	822,800円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額									
大阪府立鳳高等学校トイレ温水洗浄便座工事	476,362円									
工事名称	金額									
電話交換機等取替工事	822,800円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
生野高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年10月19日（検査日：令和4年10月19日）</p> <table border="1" data-bbox="528 585 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 585 1243 669">工事名称</th> <th data-bbox="1243 585 1617 669">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 669 1243 758">大阪府立生野高等学校トイレ手洗い水栓自動水栓化改修工事</td> <td data-bbox="1243 669 1617 758">324,170円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立生野高等学校トイレ手洗い水栓自動水栓化改修工事	324,170円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
大阪府立生野高等学校トイレ手洗い水栓自動水栓化改修工事	324,170円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
三国丘高等学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和4年12月24日（検査日：令和4年12月24日）</p> <table border="1" data-bbox="528 585 1617 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立三国丘高等学校便所手洗水栓改修工事</td> <td>723,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和5年3月2日（検査日：令和5年3月2日）</p> <table border="1" data-bbox="528 835 1617 1008"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立三国丘高等学校便所改修工事</td> <td>2,119,370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和5年3月5日（検査日：令和5年3月5日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1085 1617 1257"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立三国丘高等学校手洗水栓改修工事</td> <td>491,700円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立三国丘高等学校便所手洗水栓改修工事	723,800円	工事名称	金額	大阪府立三国丘高等学校便所改修工事	2,119,370円	工事名称	金額	大阪府立三国丘高等学校手洗水栓改修工事	491,700円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額													
大阪府立三国丘高等学校便所手洗水栓改修工事	723,800円													
工事名称	金額													
大阪府立三国丘高等学校便所改修工事	2,119,370円													
工事名称	金額													
大阪府立三国丘高等学校手洗水栓改修工事	491,700円													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
光陽支援学校	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年12月10日（検査日：令和4年12月10日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 583 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 583 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">大阪府立光陽支援学校便所手洗栓改修工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">438,900円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立光陽支援学校便所手洗栓改修工事	438,900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
大阪府立光陽支援学校便所手洗栓改修工事	438,900円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月17日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
芦間高等学校	<p>令和4年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に費用として計上すべきものが含まれていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 506 1555 663"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約名称</th> <th>金額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>校舎棟生徒用トイレ改修工事</td> <td>2,250,600円</td> <td>720,549円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約名称	金額	費用計上すべき金額	令和4年度	校舎棟生徒用トイレ改修工事	2,250,600円	720,549円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理、5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価額の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完成して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行います。併せて、財務会計システムの【建設仮勘定精算】画面から建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を【複式情報訂正】画面で修正した後に、改めて精算登録を行います。
年度	契約名称	金額	費用計上すべき金額							
令和4年度	校舎棟生徒用トイレ改修工事	2,250,600円	720,549円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

5 その他

(1) 有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
平野高等学校	<p>行政財産の使用許可を行った食堂業者の営業に伴うガス料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="587 653 1389 800"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 653 1062 722">計量器の種類</th> <th data-bbox="1062 653 1389 722">有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 722 1062 800">ガスメーター 1台</td> <td data-bbox="1062 722 1389 800">令和5年1月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガスメーター 1台	令和5年1月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p>
計量器の種類	有効期間の終期					
ガスメーター 1台	令和5年1月					

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月24日)

(2) 印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
かわち野高等学校	<p>公印(学校長印)を印影印刷した卒業証書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <p>・卒業証書 210枚 ※枚数は令和4年度の購入枚数を記載</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷) 第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第1項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p></div>

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年1月17日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
城東工科高等学校	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証明書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <p>・生徒証明書 500枚 ※枚数は令和4年度の購入枚数を記載</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷)</p> <p>第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第1項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。</p> <p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
交野支援学校	<p>公印(学校長印)を印影印刷した卒業証書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <p>・卒業証書 98枚 ※枚数は令和4年度の購入枚数を記載</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷) 第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第1項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> </div>

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年12月11日)